

退職して、未徴収税額を勤務先が一括徴収する場合

に係る給与所得者異動届出書

1月1日から4月30日までに退職した場合は、
原則として一括徴収となります。

10月分(11月10日納入期限分)で一括徴収する場合、
(ウ)未徴収税額は、「10月から5月まで」の金額を記載してください。

左記の一括徴収した税額は、
10 月分(翌月10日納入期限分)で
 納入します。

給与から一括徴収する日を記載してください。

【提出先】 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 春日部市役所 市民税課 個人住民税担当